

重要 – 注意してお読みください。

このリース許諾条件（「本許諾条件」）は、事業者様（「本会社」）とシンガポール法人マイクロソフト オペレーションズ ピー・ティー・イー リミテッド（「マイクロソフト」）との間の法的な契約です。本会社は、Windows 7 Professional、Windows 8 Pro および Windows 10 Pro/Pro for Workstations の各エディションのオペレーティング システム ソフトウェア製品の OEM 版ならびに Microsoft® Office 2019、Microsoft® Office、Microsoft Office® 2013 および Microsoft Office® 2010 の各エディションのソフトウェア製品の プレインストール版（「本マイクロソフト製品」）について、(i) これらが OEM 製造業者（「OEM」）によってプレインストールされたパーソナル・コンピュータを第三者にリースすること、ならびに (ii) これらの OEM 版およびボリュームライセンス版をレンタルすること、を本許諾条件に基づいて、許諾されます。本許諾条件に基づく権利を行使することによって、本会社は本許諾条件の定める条件に拘束されるものとします。もし本会社が本許諾条件に同意しない場合は、本マイクロソフト製品のインストールされたパーソナル・コンピュータをリースすること、または本マイクロソフト製品をレンタルすることはできません。

本会社は、(1) マイクロソフトまたはマイクロソフトの関連会社との間で OEM Licensing Agreement を締結している場合、及び (2) 本会社が、マイクロソフトまたはマイクロソフトの関連会社と本会社の関連会社との間で締結された OEM Licensing Agreement に定める OEM affiliate に該当する場合には、本許諾条件に基づく権利を行使することはできません。本許諾条件において、「OEM affiliate に該当する場合」とは、本会社が、有効な OEM を締結している法人の所有下にあり、もしくは当該法人と共通の所有下にある場合をいい、ここで「所有」とは直接的または間接的に 50%超の持分を保有することを意味します。

本会社は、また、本許諾条件に基づいてリースまたはレンタルされる本マイクロソフト製品について、そのライセンス条項（「ライセンス条項」）におけるエンドユーザーとしての権利を行使できないことに同意します。

1. リースの条件

1.1 リースの許諾、制限および義務

本マイクロソフト製品に適用されるライセンス条項にかかわらず、マイクロソフトは、本会社に対し、対象リースに基づいて本マイクロソフト製品をリース PC 上で顧客にリースする権利を許諾します（各用語は以下に定義）。この権利の許諾は、本会社が本許諾条件及び適用されるライセンス条項を遵守していることを条件とします。

本会社はリース対象のパーソナル・コンピュータを自ら所有していなければなりません（「リース PC」）。本許諾条件において、「対象リース」とは、本マイクロソフト製品がプレインストールされた各リース PC の初回のリース/レンタル取引であって、単一の顧客（「顧客」）となされるものであり、その顧客にはサブライセンス権が付与されるものではなく、かつ、(i) リース契約終了時にリース PC の所有権が顧客に移転されるものか、(ii) 少なくとも 3 年間のリース契約期間があるものか、

または (iii) 顧客が <http://www.microsoftvolumelicensing.com/Downloader.aspx?DocumentId=12857> に掲げる定義に該当する認定政府機関もしくは <http://www.microsoft.com/ja-jp/education/license/academic.aspx> に掲げる定義に該当する適格教育ユーザーであって、適用される法令の下で最長の期間をリース契約期間とするもの、を意味します。本許諾条件において、「顧客」には日本に所在する顧客の関連会社も含むものとします。「関連会社」とは、直接または間接に顧客を支配する法人、顧客が直接または間接に支配している法人、顧客と共通の支配下にある法人をいいます。「支配」とは、ある法人の 50% を超える持分を有していることをいいます。パーソナル・コンピュータのリースまたはレンタルが本条の要件と第 2.1 条の要件を同時に満たす場合、かかるリースまたはレンタルには本条が適用され、第 2 条は適用されません。顧客は、本マイクロソフト製品を、当該製品に適用されるライセンス条項に従って使用しなければなりません。本会社は、各顧客に対し、本マイクロソフト製品を適用されるライセンス条項に従って使用するよう指示しなければなりません。

マイクロソフト ソフトウェア製品のリースおよびレンタル許諾条件について

(i) 本マイクロソフト製品単独でリースする場合、(ii) リソース、サービスもしくは情報を複数のクライアント コンピュータやワークステーションに提供するホストデバイスからアクセスされるサーバー ソフトウェア製品のリースもしくはその他のアクセス共有の提供、または(iii) 第 2 条に規定するものを除き、本マイクロソフト製品のリースであっても対象リースに該当しないもの、については本条は適用されません。

1.2 本マイクロソフト製品の提供

本会社は、本許諾条件の規定に従いリース PC に搭載された状態で本マイクロソフト製品を顧客に対し頒布しなければならず、本マイクロソフト製品単独で、またはリース PC と切り離して頒布してはなりません。本マイクロソフト製品の複製物が記録されリカバリー メディア (例、リカバリー CD-ROM) が同梱されたリース PC を本会社が入手する場合、顧客に対し、かかるリカバリー メディアをリース PC とともに提供することができます。

1.3 リース終了時の義務

本会社は、対象リースが終了したときにおいてリース PC の所有権が顧客、または Microsoft Authorized Refurbisher (マイクロソフト認定再生 PC 事業者) もしくは Microsoft Registered Refurbisher に移転したか、リース PC および全ての本マイクロソフト製品と関連マテリアルが廃棄されたかを記録しなければなりません。本会社はリース PC を第三者に移転すること、及び本許諾条件に基づいて本マイクロソフト製品を当初の顧客以外へ二次リースすることはできません。当該顧客への移転後における本マイクロソフト製品の使用または譲渡等は、ライセンス条項に従うものとします。但し、本会社は、最初に適切な権利を取得することにより、対象リースの終了時にリース PC を二次リースすることができます。

2. Rental Rights

下記第 2.1 条に規定する適格なアプリケーションを使用するライセンスを本会社が保有しているデスクトップその他のパーソナル コンピュータ (「適格デバイス」) につき、マイクロソフトは本会社に対して、本条に規定する限定的な Rental Rights を許諾します。

2.1 Rental Rights が適用されるアプリケーション - Office および Windows

適格なアプリケーションは、特定のマイクロソフト プログラムを通じて取得した一定のアプリケーションに限定されます。各プログラム別の適格なアプリケーション (「適格アプリケーション」) は、以下の通りです。

Office 製品

Rental Rights の対象となる Office のバージョン	本会社のライセンスに適用されるライセンス契約				
	OEM	PIPC (日本のみ)	マイクロソフト プロダクツ アンド サービス アグリーメント ¹	オープン ライセンス ¹	セレクト または セレクトプラス契約 ¹
Office Standard 2019			X	X	X
Office Standard 2016			X	X	X
Office Standard 2013			X	X	X
Office Standard 2010			X	X	X
Office Professional Plus 2019			X	X	X
Office Professional Plus 2016			X	X	X
Office Professional Plus 2013			X	X	X

マイクロソフト ソフトウェア製品のリースおよびレンタル許諾条件について

Office Professional Plus 2010			X	X	X
Office Personal 2019		X			
Office Personal 2016		X			
Office Personal 2013		X			
Office Home & Business 2019		X			
Office Home & Business 2016		X			
Office Home & Business 2013		X			
Office Professional 2019		X			
Office Professional 2016		X			
Office Professional 2013		X			
Office Mobile (他の契約に基づいてエンド ユーザーが業務目的の使用権を取得していない限り、個人用、非業務目的で取得したライセンス)	X				

Windows 製品

Rental Rights の対象となる Windows のバージョン	本会社のライセンスに適用されるライセンス契約			
	OEM	マイクロソフト プロダクツ アンド サービス アグリーメント ¹	オープン ライセンス ¹	セレクト または セレクトプラス契約 ¹
Windows 10 Pro (N, KN) (32-bit or 64-bit)	X	X	X	X
Windows 10 IoT Enterprise、Pro for Workstations	X			
Windows 8 and Windows 8.1 (32-bit or 64-bit) – Pro (K, KN)	X	X	X	X
Windows 7 (32-bit or 64-bit) – Professional (K, KN)	X		X	X
Windows Mobile	X			

¹ これらの契約類型に基づいて購入された本マイクロソフト製品については、「ライセンス条項」とは本会社が当該マイクロソフト製品のライセンスを受けたボリューム ライセンス製品条項およびその関連条件を意味します。2016 年 7 月より、マイクロソフトは、MPSA が提供されている市場において、既存の一般企業向け Select Plus 契約による新規販売とソフトウェア アシュアランス更新の、次回の契約応当日以降の受け付けを終了いたします。この廃止措置は政府機関および教育機関向けの Select Plus 契約には適用されません。詳細については、<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/licensing-programs/select.aspx> をご覧ください。

マイクロソフト ソフトウェア製品のリースおよびレンタル許諾条件について

2.2 Rental Rights の許諾 - Office および Windows

第 2.1 条に規定する本マイクロソフト製品（適格アプリケーション）に適用されるライセンス条項の規定にかかわらず、マイクロソフトは本会社に対し、第 2.3 条に規定する Rental Rights を行使する権利を許諾します。この許諾は、本会社が本許諾条件および適用されるライセンス条項を遵守することを条件とします。

2.3 Rental Rights

各適格デバイスについて、本許諾条件の条件に適合する対象リースおよびレンタルに関しては、マイクロソフトは、ライセンス条項における適格アプリケーションのレンタル、リースまたは貸与の禁止を適用しません。

各ユーザーによる適格アプリケーションの使用には、当該適格アプリケーションに対するライセンス条項が適用されます。本会社は、(1)各ユーザーに対して、各適格アプリケーションのライセンス条項に書面をもってまたは電子的方法により同意するよう義務付け、(2)各ユーザーに対し、マイクロソフトは適格アプリケーションについて一切の責任を負わないこと、マイクロソフトはユーザーが第三者から何らかの賠償請求を受けた場合にもユーザーを防御しないこと、およびマイクロソフトはソフトウェアの使用に関連して生じうる損害に関して一切の責任を負わないこと、を通知します。

2.4 レンタルに関するその他の条件

適格アプリケーションを仮想環境において使用することはできません。

リモート アシスタンスまたは同様のテクノロジーを使用してテクニカル サポートを提供する場合を除き、適格アプリケーションにリモート アクセスし、またはその他ライセンスを受けたデバイス以外のデバイスからユーザーがソフトウェアを使用することができるような方法でアクセスすることはできません。

業務目的使用：本第 2 条の権利は、業務目的においてのみ使用することができます。

本条の Rental Rights を用いて適格アプリケーションを使用するにあたり、本会社は、弁護士費用を含む本マイクロソフト製品の使用に関する請求について、マイクロソフトを免責し、防御し、補償します。

3. 本会社のその他の義務

3.1 本マイクロソフト製品の入手

リース PC に搭載されるものを含め、全ての本マイクロソフト製品は、真正に取得された純正の本マイクロソフト製品でなければならず、OEM 版の場合には OEM によってプレインストールされたものでなければなりません。

3.2 ライセンス条件の遵守

本会社は、本会社の従業員その他の本マイクロソフト製品を取り扱う者に対し、(1) 本マイクロソフト製品がマイクロソフトまたは OEM によりライセンスされるものであること、(2) 本マイクロソフト製品は本許諾条件の定める諸条件（該当するライセンス条項を含む）に従う場合に限り使用することができること、並びに (3) かかる諸条件に違反して本マイクロソフト製品の複製、譲渡その他の使用を行ってはならないこと、の各事項を周知徹底するものとします。本会社は、本マイクロソフト製品が不正に頒布、使用、または複製されることのないよう、商業的に要求される合理的な努力を尽くすものとします。

3.3 有効期間

本許諾条件は、最初に対象リースを行う日または最初に第2条のRental Rightsを行使する日（いずれか早い方）に効力を生じ、マイクロソフトが解除するまで存続します。マイクロソフトは 90 日前までに予告して本許諾条件を解除することができます。ただし、対象リースに関して本許諾条件に基づき付与された権利であって本許諾条件終了時に有効なものは、その終了後も、当該対象リースの期間中において存続するものとします。本会社が本許諾条件に違反した場合には、マイクロソフトは直ちに本許諾条件を解除することができます。

マイクロソフト ソフトウェア製品のリースおよびレンタル許諾条件について

ます。本許諾条件が解除された場合、本会社または本会社の関連会社は、マイクロソフトの文書による事前の同意なくして本許諾条件と同様の許諾を受けることはできません。

4. 責任制限

本会社が、マイクロソフトまたはその関連会社に対し、損害賠償を請求できる場合があります。本会社の請求の根拠如何にかかわらず（例えば契約違反であろうと不法行為であろうと）、マイクロソフトまたはその関連会社の責任は、50 米ドルを上限とする直接損害に限られるものとします。この責任制限は、(i)マイクロソフトもしくはその関連会社、またはそれらの従業員もしくは代理人の故意または重過失によるものと裁判所が確定判決で認めた損害、または(ii)マイクロソフトもしくはその関連会社、またはそれらの従業員もしくは代理人の過失に基づく人身傷害または詐欺、には適用されません。

マイクロソフト、その関連会社、及び本マイクロソフト製品の創作、製作、または頒布に関与した者のいずれも、本マイクロソフト製品の使用または使用不能より生じる間接損害、結果損害、または付随的損害（逸失利益、営業の中断、事業情報の喪失等を含みます）について、たとえかかる損害の可能性につき知らされていた場合であっても、一切責任を負いません。

本会社およびその 関連会社は、顧客または Rental Rights におけるユーザーに対し、本マイクロソフト製品またはその使用につき、当該ライセンス条項に明示的に定めているものを除き、いかなる表明も行わないものとします。本会社は、本会社による本許諾条件の違反または本許諾条件に基づく行為に関する故意もしくは過失により生じるあらゆる請求について、マイクロソフトおよびその関連会社を防御し、補償し、免責するものとします。

5. 遵守状況の確認

5.1 遵守状況の確認権

本会社は、リース PC、顧客、Rental Rights の行使および本会社による本許諾条件に基づく義務の履行に関する記録を作成し保管しなければなりません。マイクロソフトは、本許諾条件の有効期間中および終了後 1 年間において、自らの費用負担により、本会社による本許諾条件の遵守状況を確認することができます。

5.2 確認プロセスと制限

遵守状況を確認する場合、マイクロソフトは国際的に著名な会計事務所に属する独立の会計士に依頼し、秘密保持義務を負わせます。かかる確認は、30 日以上前に事前通知し、本会社の通常の業務時間内に、本会社の業務を不当に妨害することのない方法によって実施します。本会社はかかる監査人に対し、確認を促進するために合理的に要求される情報を速やかに提供しなければなりません。それに代えて、マイクロソフトは、本会社が本許諾条件に基づいてリースする リース PC および行使する Rental Rights について、マイクロソフトの内部監査用質問票に回答するよう本会社に要求することもできますが、この要求によって前記の確認を行うことが妨げられるものではありません。

マイクロソフトが確認を実施した際に重大な不正リースもしくはレンタルまたは本許諾条件で要求される記録の重大な欠落（5% 以上の不正リースもしくはレンタルまたは記録の欠落）が確認されなかった場合、マイクロソフトは同一法人に対して 1 年間は確認を実施しません。マイクロソフトおよび監査人は、遵守状況の確認で得た情報を、マイクロソフトの権利行使および本会社が本許諾条件を遵守しているか否かの判定にのみ使用します。本 5.2 条の権利を行使したとしても、マイクロソフトは、本許諾条件を執行する権利を放棄するものではなく、また、自らの知的財産権を、法令で認められたあらゆる手段によって保護する権利を放棄するものでもありません。

5.3 遵守違反に対する救済

確認または内部監査により不正リースもしくはレンタルまたは記録の欠落が確認された場合、本会社は直ちにリースおよびレンタルを行うために必要な権利を取得しなければなりません。重大な不正リースまたは重大な記録の欠落が認められた場合、本会社は、確認に要したマイクロソフトの費用を 30 日以内に補償しなければなりません。

6. 雑則

本許諾条件は、両当事者及び各々の承継人及び譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じます。ただし、本会社は、本許諾条件に基づく権利または義務を、マイクロソフトの書面による事前の承諾なくして、いかなる態様によっても譲渡することはできません。本許諾条件は日本国内においてのみ適用されます。本許諾条件は日本法に準拠します。本許諾条件に関して生じる紛争については、東京地方裁判所が第一審の専属管轄を有するものとします。訴状は、適用される法令または裁判所規則に定める方法により送達できるものとします。本許諾条件の 1.3、3.3、4、5、6 及び 7 条は、本許諾条件の終了または期間満了後も存続します。仮に本許諾条件のいずれかの条項が管轄を有する裁判所により違法、無効または執行不能と判断された場合でも、他の条項は依然として完全に効力を有するものとします。

© 2018 Microsoft Corporation. All rights reserved.